

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和4年1月13日

支出負担行為担当官
福岡法務局長 大橋 光典

本件は、見積りの相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定するオープンカウンター方式により実施する。

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件名 事務室用カメラシステム納入及び設置作業一式
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 納入場所 仕様書のとおり
- (4) 納入期限 令和4年3月25日（金）

2 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」において、D等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
ただし、競争参加資格を有しない者でも、過去の実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合もある。
- (3) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者をいう。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒 8 1 0 - 8 5 1 3

福岡市中央区舞鶴三丁目 5 番 2 5 号

福岡法務局 4 階会計課 (担当：吉永)

電話：0 9 2 - 7 2 1 - 9 2 6 1

メール：h.yoshinaga.78s@i.moj.go.jp

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和 4 年 1 月 1 3 日 (木) から同月 2 5 日 (火) 午後 5 時 1 5 分まで

(2) 配布場所

電子調達システム及び当局ホームページ

5 提出書類の提出方法及び提出期限

(1) 見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 「資格審査結果通知書 (全省庁統一資格)」の写し

イ 暴力団排除に関する「誓約書 (役員等名簿添付)」(別紙 1 - 1 及び 1 - 2)

(2) 提出方法 電子メール (以下の内容で送付すること。)

件名：【オープン】「事務室用カメラシステム納入及び設置作業一式」書類の提出について

宛先：h.yoshinaga.78s@i.moj.go.jp

本文：見積書を電子調達システムで提出する場合はその旨を記載すること。

(3) 提出期限 令和 4 年 1 月 2 5 日 (火) 午後 5 時 1 5 分まで

6 見積書の提出方法等

(1) 電子調達システムの場合

ア 見積書の提出について

本見積依頼の公示及び仕様書等を熟読の上、上記 5 (3) の提出期限内に電子調達システムにて提出するものとする。

イ 見積金額について

電子調達システムにて 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額 (以下「税抜き価格」という。) を設定し、提出するものとする。ただし、提出にあたっては、「品名 (型番

含む。)・単価・数量・金額」を記載した見積内訳書(様式は任意。)を添付することとし、当該見積内訳書には、税抜き価格のほか、消費税及び地方消費税額(以下「消費税額」という。)、税抜き価格に消費税額を加算した合計金額(以下「税込み価格」という。)を記載するものとする。

(2) 電子メールの場合

ア 見積書の提出について

本見積依頼の公示及び仕様書等を熟読の上、上記5(3)の提出期限内に当局会計課担当者宛てに電子メールにて提出するものとする。

イ 見積金額について

見積書の様式は任意とするが、担当者の氏名及び連絡先を明記し、「品名(型番を含む。)・単価・数量・金額」の項目は必ず記載すること。

なお、金額は見積もった金額の税抜き価格、消費税額及び税込み価格を記載すること。

(3) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

7 見積合わせ

(1) 見積合わせの日時

令和4年1月26日(水)午前10時00分に非公開で行う。

(2) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積がないときは、当局が選定した者へ見積りを依頼することができる。

8 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

(1) 提出期限までに到着しない見積

(2) 参加資格のない者が行った見積

(3) 記名を欠く見積

(4) 金額を訂正した見積

(5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積

(6) その他、連合による見積、暴力団に関与する者による見積等不適切と認められる見積

9 契約の相手方の決定

(1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって見積りを行った者を契約の相手方とする。

(2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積を提出した者が二人以上あるときは、当該見積りを行った者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。くじ引きの日程及び場所は、電話等で速やかに通知し、該当者が参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(3) 見積合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当局ホームページで契約者及び契約金額を公表する。

10 契約の締結

(1) 契約の相手方に決定した後速やかに、請書を提出しなければならない。

(2) 契約の相手方が契約を結ばないときは、当局から損害賠償の請求を受けることがあ

る。

11 契約保証金の納付
免除

12 その他

- (1) 見積を提出した者は、見積書提出後に、本見積依頼の公示、仕様書、請書案又は現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積書の作成、提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (3) 当局の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- (4) 契約の相手方を決定するために、見積合わせ参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない場合等、不正・不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

以 上

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

福岡法務局長 大橋 光典 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※1 押印を省略する場合は以下の事項を記入してください。

発行権者資格・氏名

担当者氏名

連絡先

※2 添付書類：役員等名簿（※1に関係なく、必ず添付してください。）

役員等名簿

法人（個人）名：

所在地：

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。